

第一次インドシナ戦争（上）

— フランス政治の中のインドシナ —

藤 木 登

一 第一次インドシナ戦争の発生

(一) 一九四五年の状況

(二) フランスの復帰（以上本号掲載）

(三) フォンテーヌブロー会談

(四) 植民地をめぐる政治闘争

二 ジュネーブ会議

一 インドシナ戦争の発生

(一) 一九四五年の状況

日本軍は第二次世界大戦において、仏領インドシナに駐留していた。しかしそのフランス植民地行政および軍隊はそのままにしていた。だが日本の敗戦が色濃くなりはじめた一九四五年三月九日、日本は連合軍に対して、インドシナを共同防衛することを要求する最後通牒をフランス総督ドクーに送った。ドクーが拒否すると、日本軍は翌一〇日、フランス

軍を武装解除し、役人を逮捕した。そして、インドシナのフランス植民地体制の終結を宣言した。仏領インドシナ連邦を構成するアンナンの皇帝バオダイは、これを受けて、アンナンの独立を宣言した。日本軍はインドシナより敗退後、ヨーロッパ人に困難を残そうとしたようである。⁽¹⁾しかしバオダイ政府に対立する勢力があった。それはホーヰチミンの率いるヴェトナム独立同盟 (Viet Nam Doc Lap Don Minh) いわゆるヴェトミンである。

これは一九四一年に結成され、フランス帝国主義と日本のファシズムに対して戦うことを目的としていた。しかし日本軍に対してはそれほど戦闘的でなかった。ヴェトミンはフランス植民地体制を当面の主要な敵と考えていた。ヴェトミンはアメリカから武器と技術援助を受け、トンキン (ヴェトナム北部) 地方で地歩をかためていた。アメリカはホーヰチミンの率いるヴェトミンを援助することが自己の利益にかなっていた。⁽²⁾アメリカの援助を強く望んだヴェトナムのフランス軍をアメリカは見捨てた。これはルーズヴェルト大統領がインドシナにおけるフランス植民地支配を嫌っていたことを部分的に示すものである。フランス軍に抵抗しているヴェトミンを援助することは、フランス軍を決して喜ばすものではなかった。アメリカは中国国境に接するトンキン地方の確保のために、ヴェトミンの強化を必要としたのである。

しかし日本の保護下のヴェトナム独立は短命であった。約五ヵ月後の八月一五日に日本自身が降伏したからである。日本の降伏はインドシナに突然権力の空白を生じさせた。しかしこの時のために準備をしていたヴェトミンの動きは早かった。一九四五年八月一三日に開催されたインドシナ共産党の会議に出席した共産党幹部の一人は次のように書いている。

インドシナ共産党は全般的蜂起を宣言し、ヴェトナム民主共和国の設立を布告した。……この歴史的会議の間に、共産党は単純かつ明白な計画を提起した。すなわち、連合軍の到着以前に日本軍の武装解除をするように革命家を指導する。日本軍とその傀儡政権の手から行政的、軍事的権力を奪取する。最後に、連合国が日本軍の武装解除をしに来た時、連合国を確立された権威の資格を持って、迎える。⁽³⁾

ヴェトナムの綱領は、前述したフランスと日本を追い出すことの他に、ヴェトナムを独立さすこと、ファシズムおよび侵略と戦っている民主主義諸国と同盟すること、ヴェトナム民主共和国を建設すること、であった。

事態はこの綱領どおりに進行した。日本軍降伏後の八月二〇日頃までに、ヴェトナムはハノイの行政権を握った。日本軍の降伏の時「いかなる形式においても、フランスの主権あるいは支配を再建する考えを放棄すること」⁽⁵⁾をド・ゴールに要求していたバオダイ帝は、八月二五日に内戦をさけるために、ためらうことなく退位した。この時点においてかれはナショナルリストたらんとする気持が強かったようである。同月二九日ホーチミンは臨時政府を設立し、九月二日ヴェトナムの独立が宣言された。ここにヴェトナムの綱領は実現された。日本軍の降伏後は、ヴェトナムがヴェトナムに存在する政治的、軍事的空白をうめることのできる唯一の政治組織であったのである。⁽⁶⁾

インドシナにおけるフランスの権力は日本軍により排除されていた。ヴェトナムはヴェトナムの独立を宣言した。しかしこの宣言は一方的なものであり、法的にはフランスの主権は存在している。ここでフランスの植民地帝国の状況を簡単にのべる必要がある。

一九四〇年五月のドイツの西部戦線への大攻撃により、フランスは短期間の内に降伏し、第三共和政は崩壊し、親独的ないわゆるヴィシー政権が成立した。これに対し、対独戦の続行を主張したのがド・ゴール將軍の率いる「自由フランス」である。この「自由フランス」が物質的、精神的基盤にしたのが、フランス植民地帝国であった。一九四〇年六月にド・ゴールがロンドンから対独戦続行をよびかけたのに⁽⁷⁾反応したのは、フランス本国よりむしろ、海外植民地帝国であった。ド・ゴールは植民地を「自由フランス」に引き込むことにより、力を増していき、他方ヴィシー政権はドイツと運命を共にするのである。

しかしフランス本国自体が存亡の危機にある時、その植民地の将来についてほとんどのフランス人は考えていなかった

た。これに対して、ド・ゴールは種々の理由から植民地に重大な関心を持っていた。一九四〇年一〇月、「国防衛協議会」が設立されたのも、ド・ゴールが帝国の維持、防衛をはかり、そうすることにより、ドイツとの戦争を可能たらしめようと考えたからにほかならない。

ド・ゴールの戦後の植民地政策を示すものとして重要なものはブラザヴィル会議である。これはフランス領赤道アフリカのブラザヴィルで一九四四年一月三〇日〜二月八日に開かれた。この会議は国民解放フランス委員会（自由フランスの政府組織）の植民地相ルネ・プレヴァンの議長の下にアフリカ植民地の総督たちが集まった。⁽⁸⁾ブラザヴィル会議の国際政治的背景はかなり複雑である。「新しい時代はド・ゴール將軍の自由フランス・ブラザヴィル会議閉会時の宣言をもって始まると一般に考えられている。この宣言の背後にある動機は明らかに複雑である。ドイツおよび日本と戦っている諸国の指導者によってなされた多くの声明は、しばらくの間搾取を含むあらゆる種類の悪からの解放に関する気前のよい一般論を含んでいた。そしてこれがブラザヴィル宣言において、ある役割を果たしたにちがいない。しかし多くの海外領が、ド・ゴール將軍の自由フランス運動の主張を進めることにおいて、果たした役割もまた明らかに重要な考慮すべき事実であった」⁽⁹⁾。当時ド・ゴールの自由フランスは種々の困難に直面していた。ヴィシー政権はド・ゴール將軍を米英の利益のためにフランスの地位を放棄するものであると非難していた。これは、米英に対してフランスの植民地帝国を守るのはド・ゴール將軍ではなく、ヴィシー政府であるということを意味していた。「自由フランスは三つの戦線で戦っていた。すなわちドイツ、日本という敵に対して、ヴィシーに対して、そして英米に対して」⁽¹⁰⁾。この様な状況の中から出て来たド・ゴールの植民地政策がブラザヴィル宣言である。それは「帝国からフランス連合へ」といわれている。旧来の植民地支配の形態にかえて新しい形態すなわちフランス連合を持つてこようというのである。フランス連合とはいかなるものか。これは「同化政策 (Politique d'assimilation)」といわれているものである。「連合 (association) 政策—これはイギリス連邦の政策

である——と同化政策——フランス市民権の拡大と海外領土の県への徐々の移行——の間で、この会議は明らかに後者を選択した⁽¹¹⁾。この政策はエブエのような植民地エリートの考えでもあり、フランスへの同化がかれらの意思でもあったことを示している。植民地エリートはフランスで高等教育を受けており、同化政策は抵抗なく受け入れられるものであったといえる。同化政策をとる以上、したがって「すべて自治の考え、フランス帝国の外へ出るすべての可能性は、植民地における自治政府の設立と同様退けられる⁽¹²⁾」。このようであるから植民地の「独立」など問題外であった。

われわれはすでにヴェトナムがヴェトナムの独立を明白に主張しているのを見た。この両者の理論的差異は決定的であり、インドシナ戦争の最初の種はここにまかれていたといえる。

この「同化政策」は、前述の三つの戦線での戦いという観点から見ると、ある意味で必然性を持って出て来ているといふことがわかる。まずドイツ、日本に対しては、植民地を防衛すると同時に、それによって戦わねばならない。つぎにヴィシーに対しては、植民地の獲得争いと同時に、英米に対して植民地を放棄するという非難に対して、植民地をつなぎとめねばならない。それゆえ「独立」という言葉は禁句となる。最後に英米に対しては、ド・ゴールはそれらがフランスから植民地を奪おうとしていることを強く警戒していた。

したがってここで当時の国際政治において支配力を持っていた連合国とくにアメリカの植民地に対する考えを見なければならぬ。まずアメリカは古いヨーロッパ諸国とちがって植民地国家でなかった。ここからアメリカの被支配民族に対するある種の理想主義的政策が出てくる。ウィルソンの十四ヵ条の中にもその主張が含まれている。一九四一年八月の大西洋憲章八ヵ条の中の一つは次のようにいっている。「各民族はその政府の形態を自由に選択する権利を持つ⁽¹³⁾」。いわゆる民族自決権である。これは英米がドイツと日本の占領下にある民族に向けて戦争目的を宣言することに主眼があったのであるが、植民地の人々に大きな希望を与えた。

第二次大戦中のドゴールとチャーチルとくにルーズヴェルトとの不和はよく知られた事実である。⁽¹⁴⁾ 戦争中においては、相手に自己の存在を認めさせるのは、物理的力だけであることからすれば、ド・ゴールの自由フランスは、アメリカにとって対独戦に有効な存在であるか否かが基本的問題であった。「ルーズヴェルトはド・ゴールを信用せず、彼を独裁的傾向をもつ無限の野心ある人間とみていた」⁽¹⁵⁾。一方ド・ゴールは「アジアおよびその周辺にかんしては、ヨーロッパ諸国の植民地に終止符を打つというのがアメリカの案である。……インドシナについては、もしフランスが息を吹きかえしてふたたび大国のあいだに列するとすれば、どうしたらよいのか。そして……ド・ゴール政府を扱いにくい偶発事のようにみなすふりをしてみせるだろう。要するに、この政府は国家にたいして払うべき敬意を払っていないのである」⁽¹⁶⁾と考へていた。

ルーズヴェルトのいう民族自決権は敗戦国が持つ植民地には厳格に適用されるだろう。しかしイギリスのような戦勝国の植民地に対しては、第一次大戦後におけると同じく、その適用はにぶるであろう。ではフランスに対してはどのようなか。これはフランス（自由フランス）がどこまで戦勝国として認められるかにかかっているだろう。ルーズヴェルトとド・ゴールの対立は基本的にはここにあったといえよう。

ルーズヴェルトが、日本の占領から解放される諸国を国際信託統治の下におくこと、植民地を独立させる約束を植民地保有国に要求することは明らかであった。

一九四三年のカイロおよびテヘラン会議において、ルーズヴェルトはインドシナにおけるフランスの主権の廃止を主張した。スターリンもこれに反対する理由は全くなかった。かれは、インドシナをフランスの古い植民地下に再び置くために、血を流すことを連合国に要求するつもりはないとい⁽¹⁷⁾った。

この様な状況は植民地帝国の保持に強い関心を持っているド・ゴールにとって不利であった。とくにインドシナは悪い

状況にあった。「戦争の種々の段階において海外領土は「ヴィシー主義」から「ゴリズム」へと移ったがその転換は苦
勞なしに行なわれたのであり、だから戦争が終った時フランスは、シリアの所有こそ失いかけていたが、その帝国を、た
だ一つインドシナという例外を除いて、その所有物たらしめていることを、知ったのである⁽¹⁸⁾」。

したがってインドシナを保持するためには、日本軍と戦うド・ゴール派の軍隊の存在が不可欠であった。つまりインド
シナに日本軍にとってかわる力の存在が必要であった。しかしアフリカの植民地のようにヴィシー派の軍隊でも存在して
いれば、その忠誠をド・ゴールの方に向けさせれば、そこに力を持つことができる。しかしインドシナでは、ヴィシー
派の軍隊の後に来たのは日本軍であり、ド・ゴール派の軍隊の存在する余地はなかった。したがって新たにド・ゴール派
の軍隊を本国より送らねばならない。このためにインドシナにおけるフランス軍の存在が時期的におそくなり、フランス
のインドシナ保持を困難にしたのである。

一九四五年三月二五日、フランス共和国臨時政府はインドシナにおけるフランスの政治的優位を保持すると宣言した。
同時に政府はコーチシナ、アンナン、トンキン、カンボジアおよびラオスから成り、総督が主宰し、フランス人と現地人
の大臣により構成される政府を持つインドシナ連邦の設立を表明した。しかし「それは大体においてダラディエが一五年
前すでに提案していたことであり、インドシナがヴィシー政権下で所有していたものよりも劣るものであった⁽¹⁹⁾」。

ド・ゴールは日本軍の降伏時にインドシナで有利な地位を獲得するために、一九四五年六月にルクレール將軍の指揮す
るインドシナ派遣軍の編成を決定した。しかしその編成が完了したのは日本の降伏の頃であった⁽²⁰⁾。ド・ゴールはただちに
派遣軍のインドシナ派遣を命じ、またインドシナ連邦の領土内においてフランスの主権を再建する使命を持たせて、ダル
ジャンリュウ海軍大將をインドシナ駐在のフランス高等弁務官に任命した⁽²¹⁾。

一方一九四五年夏のポツダム会談でインドシナ北部（一六度以北）における日本軍の武装解除は中国軍に、南部のそれ

はイギリス軍にまかせることが決定された。このことはド・ゴールにとって重大であった。すなわち「同盟諸国は、彼らがこの国の占領のために準備していた計画を適用することによって―中国軍は北緯一六度以北で、英国軍は以南で、アメリカ使節団はいたるところで―事態を重大な危険におとし入れようとしていた」⁽²²⁾。

このようにフランスなしでインドシナの運命は決定される可能性があった。事実米ソの考え通りに行けば、少なくともインドシナは国際信託統治下に入ることになっており、いずれにせよフランスのコントロールからはずれるであろう。だがアメリカ政府のインドシナ政策は急転回したようであった。一九四五年八月のド・ゴールのアメリカ訪問の時に、トルーマンは「インドシナに関しては、フランスがこの国に権威と軍隊を回復することにわが政府はなんら反対いたしません」⁽²³⁾といった。この変化は非常に重大であり、この原因は一つの論点となるであろう。同じ頃インドシナ派遣軍はサイゴンの途上にあつたが、その司令官クレール将軍に、イギリスのマウントバッテン卿は次のように語ったといわれる。すなわち「もし、ローズヴェルトが生きていたら、フランスがインドシナに復帰するチャンスはなかったでしょうが、今はなんとかなるでしょう」⁽²⁴⁾。ルーズヴェルトはヤルタ会談とポツダム会談の間の一九四五年四月に死んでいた。われわれはここにアメリカのインドシナ政策の転換の原因の一つを見る。そしてアメリカのインドシナ政策の転換は、アメリカの全般的政策の変化の一環として考えることにより、よりよく理解できる。

注

- (1) L'Anné Politique 1946. p. 46.
- (2) Bernard Fall, Indochine 1946-1962, 1962, p. 20.
- (3) Ibid., p. 26. より引用。
- (4) Guy de Carmoy, Les Politiques étrangères de la France. 1944~1966, 1967, p. 165.
- (5) André Fontaine, Histoire de la Guerre Froide, 1969, p. 458.

- (9) Bernard Fall, *op. cit.*, p. 25.
- (7) 「フランスはひとりぼっちではない。背後に広大な海外領土がある。」
- (8) この中にはフェリックス・エフエやウーフェボアニーのような現地人出身の総督、すなわち植民地エリートが含まれている。
- (6) Herbert Tint, *French Foreign Policy since the Second World War*, 1972, 藤木訳「現代フランス外交史」一九七七、御茶の水書房、二二八頁。
- (10) Alfred Grosser, *La IV^e République et sa Politique extérieure*, 1967, p. 30.
- (11) *L'Anné Politique* 1947, p. 254.
- (12) *Ibid.*
- (13) J.-B. Duroselle, *Histoire Diplomatique de 1919 à nos Jours*, 1966, p. 341.
- (14) 村上・山崎訳「ド・ゴール大戦回顧録Ⅵ」みすず書房、一九六四、を参照されたい。
- (15) Alexander Werth, *De Gaulle*, 1966, 内山訳「ド・ゴール」紀伊国屋書房店、一九六七、一一三頁。
- (16) 村山・山崎訳「ド・ゴール大戦回顧録Ⅳ」みすず書房、一九六六、三九頁。
- (17) Bernard Fall, *op. cit.*, p. 22.
- (18) A. Werth, *France 1940—1958* 野口・高坂訳、「フランス現代史」みすず書房、一九五八、三二〇頁。
- (19) A・ワース、野口・高坂訳、前掲書、三二三頁。
- (20) 村上・山崎訳「ド・ゴール大戦回顧録Ⅱ」みすず書房、一九六一、九三頁。
- (21) André Masson, *Histoire du Vietnam*, 1960, p. 110.
- (22) 村上・山崎訳「ド・ゴール大戦回顧録Ⅱ」九四頁。
- (23) 同八一頁。
- (24) A・ワース、野口・高坂訳、前掲書、三二三頁。

(二) フランスの復帰

フランスのインドシナへの復帰の第一歩は一九四五年八月二二日、フランス共和国代表サントニーがハノイに降下した

ことから⁽¹⁾はじまった。日本軍の武装解除の任務をおびた中国軍がハノイに到着したのは九月初めであった。南部においては、フランス共和国の代表セディューがサイゴンに到着したのは八月二三日であった。フランス人は無防備状態におかれており、かれらに対する略奪や迫害があった。フランス人は植民地経営はヴェトナム人のためになったと主張しているのであるが、そうであれば迫害は生じないはずである。しかしフランス人にとっては、恩をあだで返す忘恩行為としか見えなかったのであろう。

南部に進駐したイギリス軍は治安保持に不安を抱き、日本軍から解放されたフランス兵の再武装を許した。今度はフランス人がヴェトナム人に報復した。一〇月九日イギリス外相ベヴィンは南ヴェトナムにフランスの行政を再建することでフランス政府と合意した。ここにヴェトナムをフランスの植民地支配から解放するという連合国の決定はくずれた。イギリスはインドシナの国際信託統治に最も乗り気でなかった国であり、シリア、レバノンからフランスを追い出そうとしたのは、そこを自国の勢力圏にしようとしたからである。インドシナはいずれにせよ、イギリスの勢力圏に入りえないとすれば、フランスの復帰に反対する理由はなかった。イギリスのこの様な行動の背後には、フランスの植民地を解放することは、とりもなおさず、それが自国に向けられるという懸念があるからである。一〇月になり、ルクレール将軍が装甲師団を率いてサイゴンに入った。一月に高等弁務官ダルジャンリュウが到着した。これらのことはすべてインドシナ南部とくにコーチシナにおいてであった。「記憶さるべき大切な点は、ヴェトナムは北部及び中部ヴェトナムで強力であったが、この段階においてはコーチシナでは弱く、かつ組織化されていなかったことである」⁽²⁾。ヴェトナム共和国の政府があったのは北部のトンキン地方のハノイであり、政府は国民の圧倒的多数の支持を受けており、⁽³⁾数万の人民軍と豊富な武器を持っていた⁽⁴⁾。一方フランスの植民地権益の心臓部があったのは南部のコーチシナのサイゴンであった。やがツフランスがコーチシナを死守するようになる原因はこれであり、ヴェトナムが南北に分断される種は早くからまかれていた

といつてよい。北部は中国軍が日本軍の後に駐留しており、このことが事態を非常に複雑にしていた。もしフランスが一方的に軍隊を北部に進駐させるならば、中国軍とヴェトナム軍を同時に敵にまわすことになるであろう。また中国軍とヴェトナム軍の関係も微妙なものであった。中国軍は事実上占領軍として来ているのであり、歴史的に見ても、中国はインドシナとくにヴェトナムを中国の延長と考えがちであった。ホー・チミンもこのことは十分知っており、かれは革命の行き過ぎを抑え、蔣介石の信頼を得るために、インドシナ共産党を解散した⁽⁵⁾。

ド・ゴールも北部の情勢が南部にくらべて困難なことは承知していた。すなわち「ルクレール將軍に向つて、その出発に際し、まずコーチシナ、とカンボジアに上陸するように指令した。アンナンはそのあとにいつてもらいたい、トンキンについては、そこに兵力を動かす場合、かならず私の命令を受けてからにってもらいたい。……サントニーとホー・チミンとのあいだに連絡がとれたときにしか、彼にそのような命令を与えたくなかつた⁽⁶⁾」。ルクレール將軍は、中国軍とヴェトナム軍を相手にして戦うことは不可能なことを知つて、交渉による解決を選んだ。サントニーも賛成であった。

ところがフランス本国では一九四六年一月二〇日にドゴール首相は辞任し、社会党のグリーン率いるいわゆる「三党政治」の内閣が成立する⁽⁷⁾。フランスの交渉政策は一九四六年二月二八日、まず中国との合意に達した。蔣介石政府はインドシナにおけるフランスの主権を承認し、三月三十一日までに中国軍を撤退することに合意した。反対にフランスは上海、天津などに保持していた諸権益を放棄することになった⁽⁸⁾。このフランス軍と中国軍の交代も微妙な力のバランスの上に立っていた。ヴェトナム軍は単独でフランスと中国の勢力を追い出すことができたならば、この時点でヴェトナムの独立は実現していたであろう。しかしそれは不可能であるとヴェトナム政府は判断したにちがいない。そうであれば一方の勢力を排除するために他方の勢力を利用するしかないであろう。両方の勢力が自らの意思で撤退することは最もありそうになり、いことであつた。ヴェトナム軍が中国軍と協力してフランス軍を撃退したとしても、今度は中国軍がよりやっかいな勢力

として残ることになる。ヴェトナム政府としては、フランスと中国のどちらの勢力がより悪くないかの選択であった。「中国とフランスの間に挟まれて、ホー・チ・ミン政府がフランスをより少ない悪として認め、第四共和国から少なくともいくらかの独立を得ようと希望していた―もはや諸国によって急速に「承認される」望みは消えたのだから―ということを示す充分な証拠がある」。

植民地に対する国際環境は一九四六年に入る頃にはかなり変化していた。冷戦状況が微妙に影を落とすはじめていた。ホー・チ・ミンは連合国とくにアメリカがヴェトナムの独立をたやすく承認するという認識を持っていたようである。しかしアメリカはソ連の行動にもっぱら注意を向けており、共産主義の勢力の強いヴェトナムに警戒の目を向けはじめた。総じていえば、アメリカの熱意の低下、ソ連の無関心あるいは非積極性、イギリスの空洞化への努力、フランスの「偉大さ」から来る帝国保持の執念が徐々に形をとり始めていた。このことは国際政治にヴェトナム独立を依存させる可能性がだんだん小さくなり、いきおいヴェトナム独自の力とそれに対するフランスの意思と力が大きな要素を占めるようになった。ホー・チ・ミンのフランス選択は、その後の歴史の展開に照らして、ヴェトナムに予想を大きく上回る犠牲を課することになった。

フランス政府のヴェトナムとの交渉政策の決定は、ルクレール將軍の考えが大きく作用したと思われる。かれは軍人として、状況を純軍事的見地からのみ見ていた。たしかにルクレール將軍の率いる装甲師団は強力な武装はしていたが、二個師団のみであった。それでも正規戦ならヴェトナム軍に勝つことができるだろう。このことはヴェトナム軍の司令官ボローグエン・ザップ將軍もよく知っており、かれはフランス軍と決して正規戦をするつもりはなく、ゲリラ戦を行なうつもりであった。⁽¹⁰⁾このことはルクレール將軍がさげねばならないと考えていたことでもある。なぜならゲリラ戦は敗けることはないにしても、完全な勝利もないからである。そしてフランスの植民地体制を有益に維持していくことはゲリラ戦が

続くかぎり、不可能であった。同じことはヴェトナム側についてもいえた。つまりゲリラ戦が続くかぎり、ヴェトナムの独立は完全には実現されないからである。ホー・チミンとしてはできれば交渉により、その目標を達成することを望んでいた。

この交渉政策は一九四六年二月一九日、グリーン政府の閣僚会議とインドシナ問題閣僚委員会 (Le comité interministériel pour l'Indochine) により承認された。交渉は難行したが三月六日合意に達し、ホーとサントニー間で予備協定として調印された。これによりまず、フランス軍の復帰後の敵対状況に終止符がうたれた。この三月六日協定は、ヴェトナムのその後の展開にかんがみて重要なものである。ヴェトナム政府の基本的要求は二つあり、一つは前述した「独立 (Désamannation)」⁽¹⁾ともう一つは「三地域 (K) の統合」であった。三地域とはトンキン、アンナン、コーチシナである。すなわち三地域はヴェトナムの不可分の部分として独立しなければならないということである。コーチシナ分離の動きはコーチシナの親仏勢力を中心として早くから表面化しており、インドシナ植民地経営の中心であるサイゴンの植民地財閥がこれをバックアップしていた。したがってあらゆる意味において、三地域の統合がホー・チミン政府の基本目的となったのである。

三月六日協定の第一条はこれらについて次のように定めている。すなわち

フランス政府はヴェトナム共和国を、その政府、国会、軍隊、財政を持ち、インドシナ連邦とフランス連合を構成する自由国家として承認する。また国民投票によりなされた決定を認めることを約束する。⁽¹¹⁾

前半の部分が「独立」に対する規定である。ヴェトナム側は「独立」という言葉を協定に入れることを強く主張したが、フランス側が最後まで拒否し、結局「自由国家 (Etat libre)」という表現で妥協したのである。しかし「自由」とは何か。一つの解釈は「自由」をヴェトナム共和国の内政に限定するものである。これはフランス側の解釈となる。すなわ

ち国内政治においては大幅な自由を認めるが、外交においては自由が制限されるのである。「インドシナ連邦とフランス連合を構成する—これはフランスの権利を維持することである」という解釈がこれを示している。⁽¹²⁾しかし「独立」つまりフランスからの完全な「分離」を内政の自由の名において、ヴェトナム共和国は決定できないか。このことはやがてフランスの国内政治において問題となるであろう。

一方この条文は、ヴェトナム政府の主要な要求である独立を満足させたとする見方がある。⁽¹³⁾この問題はまだ存在せぬインドシナ連邦とフランス連合がいかなる内容を持つかに大きくかかってくるであろう。フランス政府はヴェトナムの民族自決権を否定する方向にむかっていくことになる。

ホーリチミン政府は、三月六日協定によりヴェトナムの独立は実質的に獲得されたと考えた。インドシナ連邦というようなものとは形式的なものになるだろうし、フランス連合はそれが模範としたイギリス連邦のごとく全くシンボリックなものとなるだろう。これはごく普通の考えである。完全な内政的自由を与えながら、必要ならばフランス連合の中でそれに何らかの制限を課そうとすることは矛盾である。この矛盾はフランスの国内政治の中にその原因があるのである。

植民地の伝統は強制的政策であり、一方第二次世界大戦において植民地エリートは自由な動員をねらって、協力の政策が出て来た。この二つの政策は同時に適応され、第四共和政の不決断と矛盾を前もって決定した。⁽¹⁴⁾この二つの政策は戦後フランスの諸政党に引きつがれることになった。

ホーリチミン政策のもう一つの主要な要求である「三地域」については、コーチシナにおける国民投票において決定されることになった。前述の協定文の後段の意味しているのがこれである。

ヴェトナム政府は、中国軍と交代してトンキンとアンナンに進駐して来るフランス軍を友好的に受け入れることになり(第二条)、四月三日にザップとルクレール間に結ばれた軍事協定がこの具体的方法を定めた。これによると、フランス

はアンナンとトンキンに一万五千人の兵員を維持し、毎年三千人ずつ撤兵し五年間で全兵員を撤収することになった。⁽¹⁵⁾

この予備協定においては未解決の問題であったヴェトナム共和国の外交権、インドシナ連邦とフランス連合におけるヴェトナムの地位および経済的、文化的問題は後に行なわれる会談で解決されることになった。

この三月六日協定はたしかにヴェトナムの独立を明確に認めていないというあいまいさはあるが、協定全体の精神から見て、フランスはアジアのナショナリズムと最初に合意に達した国であった。⁽¹⁶⁾

しかしこれを台無しにする動きが一方で存在し、やがてそれが有勢になったのである。

まずこの協定に不満であり、非難したのは高等弁務官ダルジャンリュウである。かれはインドシナにおける政治面の最高責任者であり、三月六日協定の現地における政策決定者であるはずである。それが協定を非難するのは奇妙である。しかしこのことは、インドシナにおけるフランス側の政策決定において、ダルジャンリュウはルクレール・サントニーのラインに押し切られたと考えることにより、理解できると思われる。ルクレールは軍事面の最高責任者であり、かれが認識した軍事状況—おそらく正しい認識—から出て来た交渉政策はダルジャンリュウには不満であったと考えられる。「ハノイ政府と交渉しようというルクレールの議論は、ダルジャンリュウ提督を憤慨させた。彼はド・ゴールにルクレールの『妥協主義的』傾向について不平を言ったほどである」⁽¹⁷⁾。かれにとっては、この協定は真のミュンヘンであった。かれはルクレールを前にして、このような立派な派遣軍の司令官が戦うよりも交渉を選んだことに驚いた。⁽¹⁸⁾

一方ヴェトナム人にとっても、この三月六日協定はかれらの二大要求を明確に実現しなかったゆえに、不満であった。ザップ将軍はこれを「ブレスト・リトフスク」と考えた。⁽¹⁹⁾

ダルジャンリュウは、インドシナ植民地行政官やフランス人のコロン（入植者）の利益を代表していた。かれらはイン

ドシナにおけるフランスの權威を死守する覚悟であった。同時にダルジャンリュウはド・ゴール將軍の「偉大さ」の政策の遂行者として、海外の植民地帝国の保持に熱心であった。植民地權益のイデオロギーとしての面が「偉大さ」であるといえるだろう。かれは一九四五年三月二四日のド・ゴール政府の声明をインドシナ政策の基本にしようとした⁽²⁰⁾。

ダルジャンリュウおよびインドシナにおけるコロンのとって、戦後のフランスの政治状況は好ましいものとはいえなかった。政治の重心がぐっと左に傾いたからである。一九四六年一月のド・ゴール首相の辞任は、あらゆる問題を政党間の争いとして表面化させることになった。したがってインドシナ問題もフランスの国内政治にまき込まれることになった。

ド・ゴール内閣の後に成立したグリーン内閣は「三党政治」内閣であり、このうち共産党と社会党は植民地に対してリベラルな政策をとっていた。しかしこの二つの政党も植民地の独立を認める方向よりも、同化の方向をとっていた。すなわち「ブラザヴィル宣言」に賛成していたのである⁽²¹⁾。

グリーン内閣はヴェトナム政策において、ルクレール・サントニーの交渉路線を承認した。これはダルジャンリュウには不満であった。かれが望みをかけたのは「三党政治」の中の人民共和派(MRP)であり、とくにその指導者であり、この時期を通して長く外相の地位にあったジョルジュ・ビドーであった。インドシナ問題を討議する「インドシナ問題閣僚委員会」が関係閣僚により設立されていた。これは外相、国防相、蔵相、海外領土相、駐インドシナ高等弁務官などで構成されていた。共産党閣僚はいなく、社会党とMRPで占められていた。この委員会は内閣とはことなつて「三党政治」の一つである共産党を含んでいなかったのである。そしてこの委員会においてダルジャンリュウはインドシナにおけるフランスの強硬路線を主張できた。「ダルジャンリュウは、グリーン政府よりもインドシナ問題閣僚委員会に望みをかけていた。そこでは多数が依然としてゴリストであり、ビドーとミシュレがその主要メンバーであった⁽²²⁾」。植民地政策については、社会党、とくに共産党の力よりMRPおよびそれより右の政党の力が大きく作用したといつてよい。

かくして三月六日協定において予定され、一九四六年夏を通じて行なわれることになった一連のフランス・ヴェトナム間の交渉において、フランスの政策は、今度はビドローillardジャンリュウの線となってゆくのである。

注

- (1) これはかなりの危険をとめない、降下したパラシュート部隊は大部分ヴェトミンによって殺された。
- (2) A・ワース、野口・高坂訳、前掲書、三三四頁。
- (3) L'Anné Politique 1946, p. 47
- (4) Bernard Fall, op. cit., p. 27.
- (5) Guy de Carmoy, op. cit., p. 166.
- (6) 村上・山崎訳「ト・モール大戦回顧録Ⅱ」、一七一頁。
- (7) 中木康夫「フランス政治史中」未来社、一九七五、一七一頁。
- (8) L'Anné Politique 1946, p. 339.
- (9) A・ワース、野口・高坂訳、前掲書、三二五頁。
- (10) Bernard Fall, op. cit., p. 27.
- (11) L'Anné Politique 1946, p. 553.
- (12) Ibid., p. 49.
- (13) Guy de Carmoy, op. cit., p. 166.
- (14) Alfred Grosser, op. cit., p. 30.
- (15) A・ワース、野口・高坂訳、前掲書、三二六頁。
- (16) Guy de Carmoy, op. cit., p. 167.
- (17) A・ワース、野口・高坂訳、前掲書、三二五頁。
- (18) André Fontaine, op. cit., p. 461.
- (19) A・ワース、野口・高坂訳、前掲書、三二六頁。
- (20) Guy de Carmoy, op. cit., p. 167.

- (21) L'Année Politique 1946, p. 23.
(22) A・ワース、野口・高坂訳、前掲書、三二六頁。